

境町告示第56号

境町インターンシップ実施要綱を次のとおり告示する。

平成27年6月1日

境町長 橋本正裕

境町インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、学生の就業意識を向上させるとともに、町政に対する理解を深めるために境町（以下「町」という。）が実施する職場体験（以下「インターンシップ」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 インターンシップの対象者は、大学院、大学、短期大学等（以下「大学等」という。）の学生で町政に関心があり、かつ、インターンシップを積極的に行う意思を有する者として大学等から推薦があった者とする。

(実習期間)

第3条 インターンシップの実習期間は、原則として毎年7月から9月までのうちの2週間を超えない期間とする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(実習生の受入手続及び決定)

第4条 在籍する学生についてインターンシップの受入れを希望する大学等は、境町インターンシップ申込書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、受入れの可否を決定し、境町インターンシップ受入可否決定通知書（様式第2号）により、大学等に通知するものとする。

(協定の締結)

第5条 町長及び大学等(以下「当事者」という。)は、インターンシップの実施に当たっては、事前に町が定める協定書(以下「協定書」という。)により協定を締結するものとする。この場合において、当事者は当該協定書を各自1通ずつ保有するものとする。

(費用)

第6条 町長は、インターンシップに関する諸費用については、大学等から徴収しないこととする。

(実習生の身分等)

第7条 インターンシップを行う学生(以下「実習生」という。)については、本町の職員(以下「町職員」という。)としての身分を有しないものとする。

2 町長は、実習生に対し、報酬、賃金、手当その他一切の金品を支給しないものとする。

3 実習時間は、町職員に適用される勤務時間の例によるものとする。

(服務)

第8条 実習生は、町職員の指揮及び監督に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。

2 実習生は、実習期間中は、町職員が遵守すべき法令、条例等を遵守しなければならない。

3 実習生は、町の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

4 実習生は、実習中に知り得た秘密を他者に漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。

(実習中の事故の責任等)

第9条 大学等又は実習生は、実習中の実習生の事故(以下「事故」という。)に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入するものとし、万が一事故が発生したときは、自らの責任において対応するものとする。

2 実習生が、故意又は過失により町に損害を与えたときは、大学等又は実習生は、町に対しその損害を賠償するものとする。

3 実習生が第三者(町職員を含む。以下同じ。)に与えた損害に対しては、町は一切の責任を負わないものとする。

4 実習生が第三者に与えた損害により、町が第三者に対し損害賠償の責めを負った場合は、大学等又は実習生は、当該賠償により町が被った損害を補填するものとする。

(誓約書)

第10条 実習生は、前2条の規定の遵守について、境町インターンシップの実施に関する誓約書(様式第3号)を実習前に町長に提出するものとする。

(実習の中止)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。この場合、町は大学等にその旨通知するものとする。

(1) 実習生が第8条に規定する服務に従わないとき。

(2) 実習を継続することにより、町の業務に支障が生じ、又はそのおそれがあると町長が認めるとき。

(報告)

第12条 実習生は、実習終了後1月以内に、境町インターンシップ体験報告書(様式第4号)を提出するものとする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する

境町インターンシップ申込書

(学生記入欄)

ふりがな		生年月日	性別	写真貼付 縦4cm×横3cm 正面・上半身・ 脱帽で3か月以 内に撮影のもの
氏名		年 月 日		
大学等 学部・学科 学年				
現住所	(〒 -)			
携帯電話番号	()			
E-メール				
緊急 連絡先	住 所			
	氏 名	(続柄：)		
	電話番号			
実習を希望 する課等	第1希望			
	第2希望			
	第3希望			
希望理由				
実施希望 期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)			
関心のある分 野又は学習し たいこと				
境町との 関わり	〈具体的に記入をお願いします〉			

(大学等記入欄)

担 当 及 び 連 絡 先	担当者所属部署 及び担当者名	
	住 所	
	電 話	
	F A X	
	Eメール	
承認欄	申請者 住 所 大 学 等 名 代表者氏名 電 話 番 号	印

【その他記入欄】

殿

境町長 印

境町インターンシップ受入可否決定通知書

年月日付けで申請のあった境町インターンシップ申込について、境町インターンシップ実施要綱第 4 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 受入の可否

氏 名	受入れ の可否	受入所属	受入期間
	可・否		年 月 日から 年 月 日まで
	可・否		年 月 日から 年 月 日まで
	可・否		年 月 日から 年 月 日まで

(受入れ否の場合、その理由)

2 その他 (受入れ可の場合)

- (1)申請者と町は、インターンシップに関する協定を締結するものとする。
- (2)実習生は、境町インターンシップに関する誓約書を実習前に提出すること。
- (3)申請者又は実習生は、実習中の実習生の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入したことを証明する書類の写しを提出すること。

年 月 日

(宛先) 境町長

誓約者

大学等名

学部

学科

実習生氏名

印

境町インターンシップの実施に関する誓約書

私は、境町インターンシップ実施要綱第10条の規定に基づき、インターンシップの実施について、下記のとおり誓約します。

記

- 1 境町職員の指揮及び監督に従い、実習時間中は実習に専念します。
- 2 境町職員が遵守すべき法令、条例等を遵守します。
- 3 境町の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしません。
- 4 実習中に知り得た秘密について、実習中及び実習終了後において一切洩らしません。
- 5 実習中事故に備え、大学等又は私が傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応します。
- 6 故意又は過失により町に損害を与えたときは、大学等又は私が境町に対しその損害を賠償します。
- 7 第三者（境町職員を含む。以下同じ。）に与えた損害に対しては、大学又は私が一切の責任を負います。
- 8 第三者に与えた損害により、境町が第三者に対し損害賠償の責めを負った場合は、大学等又は私が、当該賠償により境町が被った損害を補填します。

境町インターンシップ体験報告書

大学名	学部・学科・年次	氏名
受入所属	実習期間	
	年 月 日から 年 月 日まで	
主な実習内容		
所感		